

飛騨市新型コロナウイルス感染症対策 (第11弾)

市では、岐阜県のまん延防止等重点措置区域指定の期間終了と全国的な第4波の収束を見据え、第11弾目となる支援策を取りまとめました。

1. 市内の状況と課題

- 全国的に感染者数が減少傾向にある中、岐阜県を始めとするまん延防止等重点措置区域指定の解除等により、感染拡大地域を除いた人流の増加が予想されます。
- 市内においても、スポーツ合宿を始めとした団体宿泊予約が動き始めており、7月から本格的な合宿受入がスタートするものの、参加者や受入施設等からの感染対策に対する不安の声は少なくありません。
- あわせて、これまで事実上ストップしていた飲食店や関連小売業等は、時短要請の解除により本格的に動きだすものの、第3波までの経験から市民の消費マインドは簡単に回復しないことが予想されます。
- また、観光関連業種の停滞が長期化したことに伴う収入の減少により、生活資金貸付支援の更なる追加支援を望む声が増えています。

2. 対策の考え方

- 今後増加する人流に対応するとともに、第5波感染拡大も想定し、まずは**宿泊施設や団体観光に対するコロナ検査体制を大きく強化**するとともに、感染が拡大していない**近隣エリアからの観光誘客をリスタート**することにより、「**飛騨市安心・安全観光モデル**」による地域経済の活性化を図ります。
- 商工団体等が実施する独自の経済対策を全面的に支援し、官民一体となったオール飛騨による域内経済循環と市民マインドの向上に取り組みます。
- 長期の休業や離職などによる所得の低下から市民の生活を守るため、生活資金貸付制度を拡充します。
- こうした対策に**予備費から3千万円を充用**し、迅速かつ効果的な経済循環を図ります。

※ 本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、開始時期の変更や期間の延長等を検討します。

<担当課> 企画部 総合政策課 (担当) 土田 TEL: 0577-73-6558 (直通)

～新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化～

“がっちり安全対策”検査キットによるコロナガード体制の構築

（予算額：10,000千円）

市の冷涼な気候を活かしたスポーツ合宿や都市部の密を避けた地方への教育旅行の需要が高まる中、市にお越しいただく方の安心と受入側の安全を強化するため、**抗原定性検査キット**を活用した**飛騨市コロナガード体制を構築**し、コロナ禍と並走する**安心・安全な誘客**に取り組みます。

●コンベンション等主催者ガード対策

コンベンション等の主催者側が行う市販キットを活用した抗原定性検査費用の一部を負担し、安全を担保した上で飛騨市へ来訪いただき、安心して大会や合宿、教育旅行が開催できるよう支援します。

対象者

次の補助金制度を活用し市内に宿泊する団体等

- 飛騨市コンベンション開催支援補助金（スポーツ大会、合宿、教育旅行）
- 飛騨市周遊観光バスツアー補助金（団体バスツアー）

補助額

検査費用一人につき **2,000円**

提出書類

下記の書類を提出してください

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）



補助期間

令和3年7月1日（木）～令和4年3月31日（木）

●市内宿泊施設ガード対策

団体等の宿泊を長期に受け入れることでの新型コロナウイルスへの感染不安を払拭するとともに、宿泊施設におけるクラスター発生を防止するため、従業員や宿泊客が少しでも体調に不安を感じた際に速やかに抗原定性検査を実施できるよう、宿泊事業者に対し市が備蓄する検査キットを配布します。

対象者

市内宿泊事業者及び従業員

実施方法

- ① 市に申請いただいた後、市が実施する使用実地研修を受講
- ② 抗原定性検査キット（アメリカ Abbott社）を配布
 - ※ 1事業者に対し1箱（25検体分）



【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463

～市内需要喚起による事業者への支援～

“ゆっくり誘客対策”地元で夏休み満喫キャンペーンの実施

（予算額：3,500千円）

徹底した安全対策を図りつつ、コロナと共存しながらの観光リスタートとして**近隣地域から段階的にゆっくりと誘客**を進めていくため、近場の魅力の再発見につながるマイクロツーリズムを促進する「**地元で夏休み満喫キャンペーン**」として、**宿泊割引制度の復活と体験観光料金の一部支援制度を創設**します。

① 夏休み宿泊応援キャンペーン

対象施設 市内の宿泊施設で、適切な感染対策防止を講じている施設

対象事業 **岐阜県・富山県**に居住の方を代表とする宿泊

補助額 1人一泊につき上限 **2,000円（飛騨市民は3,000円）**

※宿泊金額が補助金額を下回る場合は、宿泊金額を上限

※連続した宿泊の場合は3泊まで

※コンベンション開催事業補助金及び周遊観光バスツアー補助金対象宿泊は除く

補助期間 令和3年7月16日（金）～令和3年8月31日（火）

実施方法

- ①事前に新型コロナ感染防止対策誓約書を事業実施前に提出
- ②宿泊料金を割引価格でお客様に提供
- ③毎月末分までの宿泊について宿帳の写しなどとともに申請書を提出

② 夏休み体験観光応援キャンペーン

対象事業 市内事業者等が提供する体験観光プログラム

補助額 お一人または一組につき**体験料の1/2（上限1,000円）**

補助期間 令和3年7月16日（金）～令和3年8月31日（火）

実施方法

- ①事前に体験プログラムの認定申請書の提出
- ②体験料を割引価格でお客様に提供
- ③随時、利用者報告書とともに申請書を提出



【問合せ先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463

～不屈の精神で立ち上がる事業者への支援～

アフターコロナの観光需要を見据えた“激走体制”への準備支援

（予算額：1,500千円）

市では第5波感染拡大を想定しつつ“がっちり安全対策”と“ゆっくり誘客対策”の両輪で観光振興を進めていく方針としていますが、今後ワクチン接種が進み、国内の感染状況が沈静化した際には、急激に観光需要が高まることが予想されます。

来るべきアフターコロナに備え、他地域に先んじて**本格的な観光リスタートを切るための激走準備支援**として、OTA*登録のサポートや施設の魅力向上・発信に向けた**市内宿泊事業者への誘客強化セミナーを開催**します。

*オンライン・トラベル・エージェントの略：インターネット上だけで取引を行う旅行会社

● 飛騨市宿泊施設誘客強化セミナーの開催

新型コロナウイルス感染の落ち着きが見える頃には誘客競争の激化が予想されます。

OTAは24時間利用できるなど利用者の利便性からも需要が高く、今後の宿泊誘客においては必須の媒体となりますが、市内宿泊施設での普及は十分に進んでいないのが現状です。

コロナ禍の今こそ、市内宿泊事業者が長期的な誘客強化に向けた準備を整える絶好の機会と捉え、写真や文章などで宿泊施設を魅力的に伝える手法を学ぶため、OTAの導入やサイトの見せ方などのセミナーを開催します。

対象者 市内の宿泊施設

実施日 令和3年8月予定

※開催日が決定次第宿泊事業者にご案内いたします。

参加料 **無料**で受講いただけます



【問合先】 飛騨市役所 観光課 0577-73-7463

～市内需要喚起による事業者への支援～

商工団体等による独自の経済活性化対策への支援の拡充

（予算額：既決10,000千円＋増額15,000千円）

第4波経済対策として発表した商工団体等による独自経済活性化対策の支援制度について、**市内3団体より魅力的な提案**が寄せられたことから、既決1千万円の**予算規模を2.5倍に拡充し、提案事業の実施を全面的に支援**することで、官民一体となって地域経済の更なる活性化を図ります。

● 制度の概要

令和2年度に実施した「飛騨市がんばれプレミアム商品券」の利用実績・効果分析から、プレミアム化による店舗・月あたりの消費増進効果を10万円と設定して、対象店舗数に実施月数を乗じた約8千万円（うちプレミアム分30%・約2千万円）の事業規模を算定し、事務経費約5百万円を加えた額を各団体に配分します。

● 提案型経済活性化事業の概要

● 「笑顔・元気」プレミアム付き商品券（神岡商工会議所）

実施期間 令和3年7月～12月（予定）

実施内容 ①**既存の商品券に30%プレミアムを付与**（6,500円相当の商品券を5千円で販売）、②ポイントカード抽選会の景品総額を増額、③店舗のメルペイ決済手数料を支援しキャッシュレス決済を推進 *プレミアム支援分約8百万円

対象店舗 約75店舗（神岡商工会議所管内）

● 飛騨古川プレミアムおしゃれ券（古川町商工会）

実施期間 令和3年7月～8月（予定）

実施内容 **「おしゃれ」や「健康」に関する商品・サービス限定の30%プレミアム付き商品券を発行**（6,500円相当の商品券を5千円で販売） *プレミアム支援分約9百万円

対象店舗 約150店舗（古川町商工会管内）

● ポイントカード会プレミアム商品券（古川ポイントカード会）

実施期間 令和3年9月～12月（予定）

実施内容 **ポイントカード会限定の30%プレミアム付き商品券を発行**（6,500円相当の商品券を5,000円で販売） *プレミアム支援分約3百万円

対象店舗 約43店舗（古川町商工会管内）

【問合せ先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901

～急激な市民生活の変化に対する支援～

返済免除付き生活支援資金貸付制度の更なる要件緩和

（予算額：令和2年度予算対応済み）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金として30万円を無利子で貸し付ける制度について、長期化するコロナ禍に柔軟に対応するため、**3回目の借り入れを可能とし、最大90万円まで継続的な借り入れができる**よう要件緩和を行い、引き続き真に生活に困っている市民が安心して迅速に利用できる貸付制度を運営します。

● 今回の要件緩和

- 2回目の借入日（再借入）から4か月目以降も引き続き貸付条件に該当している方に対し、**3回目となる再々借入を追加し、最大90万円までの借り入れを可能**とします。
- 初回・再借入と同様に、再々借入分も**返済免除制度の対象**となります。

● 制度の概要

対象者	通常の平均的収入と比べて、直近の月額収入が2/3以下に減少した方 （同一世帯内で複数人の貸付も可）
貸付額	30万円を3ヶ月以内で貸付（一括、再借入、再々借入も可能）
貸付要件	連帯保証人不要、無利子、償還期間5年以内
据置期間	初回借入日から1年以内 （R4.3月末以前に償還時期が到来する貸付分は、R4.3月末まで延長）
制度併用	他の公的資金の借入や国等からの給付等との併用が可能
実施期間	随時受付（周期は新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し判断します）

● 返済免除の要件（再借入、再々借入も対象）

- ①借入日以降4か月目の借入者の世帯全体の総収入月額が、市が定める基準額に満たない場合。世帯の月の支出において、やむを得ない固定支出（家賃、借入返済、子どもの学費、別居親族への仕送り）がある場合は、その支出額を免除基準額に加算して判定。

【基準額】 単身世帯：10万円、2人世帯：15万円、3人世帯：20万円、4人世帯：25万円
以降世帯員1名につき5万円加算

- ②償還開始前年度又は償還開始初年度において、いずれかが住民税非課税である場合。
ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で1名分の借入分のみが対象。

【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233